ゆり北

1984年2月20日
第3号
発行・光が丘パークタウン
ゆりの木北自治会
東京都板橋区赤塚新町
3—32—13—506
電話03(977)3842

お風呂や暖房 お宅はだいじょうぶですか

お風呂のお湯が急につめたくなった。部屋の暖房がなかなかあたたまらない。台所で使うとお風呂の湯量が急に少なくなる。料金が高いのではないか、等々、地域暖房給湯システムについての要望・疑問が多くよせられています。自治会で近くアンケートを行います。

一号棟、十号棟 給湯能力アップさす

一号棟では、一月十六日の夜と二十二日の夜、お風呂に入ろうとしても熱いお湯がでてこない。入浴中のご家庭ではカゼをひいてしまった人もいます。

自治会でさっそく住宅・都市公団と熱供給公社に調査、改善を申し入れました。

熱供給公社側の回答は次の通りです。

「一号棟のサブステーションの通常日供給能力は計画値三二トンに対し、使用実績が二十四トン。ところがこの寒さも加わり十六日と二十二日の使用実績は三十七トンとなり、計画値を一六%も上まわり、その結果ぬるいお湯になってしまったので、さっそく二十八日にサブステーションの増強工事を実施した。二十九日の使用量は三十三トンまで上がったが、熱いお湯で支障はなかった。」

全号棟をチェック

「十号棟南側設備は計画値三十三トン、平均日量二十四トン、一月二十九日は三十四トンと三%の超過供給となった。二月五日に機械温度低下を確認。二月十一日に増強工事実施。

他のすべての号棟でも検査後若干の懸念があったので、機械効率をアップする改良でカバーした」とのことです。

また、すべての暖房機器の点検、補修の実施を各関係先に約束させました。

なお公団本部でも設備部長のもとで設備計画の洗い直しを行っているそうです。

近くアンケート調査 みんなの意見を…

ゴミ焼却炉の廃熱を利用した光が丘と同じ地域暖房システムの品川区八潮団地では風呂の追いだきができる。光が丘ではできません。

そのうえ、いまの供給システムでは、電力料金の値上げ分のはね返り、サブステーションのヒートポンプのメンテナンスの負担、ヒートポンプの騒音対策費が結局、居住者負担となり、入居時の約束である「標準家庭で年間十万円位」で熱いお湯が安定的に給供されるかどうかという疑問が高まっています。

自治会では近くアンケートを取り、この問題を本格的に取りあげます。

総会 ＝4月22日(日)予定 準備はじまる

役員会は、第二回自治会総会(四月二十二日予定)へ向けて準備をはじめました。

二月十九日の自治委員会で総会の日程ならびに規約等検討委員会設置の確認をし、三月十八日の自治委員会では総会議案を審議し、役員選考委員会を設置します。その間、役員会、三役会が中心になって総会の準備をすすめていきます。

◇ 経過報告、事務局、各専門部
◇ 活動方針、三役会
◇ 予算、決算、会計
◇ 規約改正、規約等検討委員会
◇ イベント準備（舞台、パネル、ゆり北の一年）

移動交番が来てます —警察の回答—

十一月二十五日区等各機関に申し入れをおこないましたが、その後、志村警察署長より口頭で回答がよせられました。

(1) 信号機の設置については他からの要望もあり、ゆり北を優先する訳にはいかないが設置の是否を含めて検討をする。

(2) 交通問題については、安全週間等に協力していただきたい、自治会として窓口をきめてほしい。

(3) 防犯についてはご相談に対応したいので窓口をつくってほしい。

(4) 交番の設置計画は当分ないので、移動交番（毎週火・金に12号棟前）を派遣するので利用してほしい。

将来、光が丘に警察署が出来ると思う。

(5) 歩行者天国、夜間規制はいちがいに出来ない。

自治会としては(2)、(3)について当面、交通関係は小林幹事（一号棟707）防犯関係は佐藤副会長（一号棟313）を担当にすることとしました。

ごぞんじですか，われらが光が丘ゲレンデ

かし保証、清掃用具等で 管理組合に申し入れ

自治会でとりあげてきた課題のうち分譲住宅の共有管理物等について、管理組合に申し入れをおこないました。

〈十二月二十二日申し入れ事項〉

(1) 清掃用具の購入・貸出し

賃貸分については共益費のうちよりモップ十六本、たわし八本、ホース（十m）八本、バケツ十六個を購入してもらったので対応する分を管理組合にも購入してもらい、共同清掃のときに貸出してほしい。

(2) エレベーターの夜間プログラムの変更

夜間は各階に自動的に停止するシステムになっているが時間がかかり、防犯上にも役立っているとは思われないのでシステムの変更をしてほしい。

〈管理組合の回答〉

(1)については、現に保有する用具を清掃員が使用しない時は貸出しをします。

(2) 利用者のアンケートにより希望が多ければ変更する。

エレベーターについては一月よりプログラムが変更されました。

共同の取り組みめざし ひき続き自治会努力

ゆり北自治会は、去る一月二十二日、ゆり北管理組合理事会に対して、長期保証制度をゆり北にも適用させる運動を共同で進めていくために、おおむね次のような申し入れを文書で行いました。

——この問題は、当初から居住者の強い要求であったと同時に、その適用範囲の大部分が共用部分に関するものであって、全体の利益、居住環境を守るうえでも早急に制度適用の運動を進める必要があること、また、各団地内の不公平をなくすためにも光が丘パークタウン全体に適用させるべきものであること。

したがって、以上の観点から制度適用の運動を管理組合との共同の運動として大きく発展させていくために、現状認識をふまえて今後の共同の運動をどのように進めていくかについて、話し合いの場を設定してほしい——

この申し入れに対して管理組合理事会は

〈去年の十二月に「住・都公団」東京支社から長期保証制度はゆり北には適用されない旨の回答が文書であったこと、なお、口頭で、従来の慣行に従って重大かし（軀体ひび割れ、雨もり等）については十年位保証する旨の話があり、理事会としてはひき続き口頭の内容が明文化されるよう申し入れを続けたい。したがって自治会と共同で取り組むことは考えていない〉旨を口頭で回答してきました。

こうしたなかで、自治会と「対策委員会」は、関係団体共同の取り組みこそ制度を適用させる大きな力であるという立場から、今後も共同の取り組みに努力すると同時に、補修要求項目等のアンケート活動、号棟別懇談会を通して運動の進め方をとりまとめ、署名行動等の住民運動を展開していきたいと考えています。

◇活動日誌

12月

12・1 第八回役員会（出席十名）クリスマスのつどい
12・3 ゆり北速報発行
12・4 クリスマスのつどい実行委員会
12・7 第九回役員会（出席七名）クリスマスのつどい・おそうじ会
12・11 三役会
クリスマス実行委員会
12・14 第十回役員会（出席7名）おそうじ会・管理組合申し入れ事項・かし保証問題・民生委員すいせん
12・18 住宅補給対策委員会
12・21 第十一回役員会（出席十一名）
12・22 三役会
12・23 クリスマスのつどい準備作業
12・24 クリスマスのつどい
12・25 年末おそうじ会
12・26〜28 書き初め教室

1月

1・5〜21 書き初め展（東京相互銀行光が丘支店）
1・15 〝ゆり北〟第2号発行
1・19 三役会
1・21 第十二回役員会（出席十名）当面の課題
1・29 第十三回役員会（出席十二名）総会の開催について、よしや問題について、給湯・暖房について他

2月

2・1 三役会
2・7 三役会
2・9 第十四回役員会（出席十名）総会日程、給湯・暖房について他

入会申込書（兼会員カード）

光が丘ゆりの木北自治会の目的・活動に賛同し入会を申込みます。

昭和　年　月　日

世帯主氏名　㊞

住所	板橋区赤塚新町3丁目32番　号　☎			
世帯構成	氏名	年齢	氏名	年齢

光が丘ゆりの木北自治会　御中

もっと住民サービスを
―商店街と話し合う

ゆりの木北に住んではや一年近くになりました。

自治会結成の時によせられた会員の要望、また号棟集会で出された意見のなかからゆりの木商店街に関する事項については、十月、十一月の二回にわたって商店街との話し合いを行ってきました。

会員の要望は

会員の皆さんからの要望は大きく二つに分かれます。その一つは価格や品質などの問題、その二は営業に伴なう騒音や広場の使用の問題があります。

自治会としては、第一の問題については会員一人一人の価値感を伴なう問題であり、周辺の商店との比較など客観的な資料をあつめるなど慎重な取り組みが必要であると考え、当面第二の問題にしぼって話し合いを持ちました。

自治会側からは、①のき下（ファサード）に商品があり、雨天の通路が確保できない、商品陳列は店内でやるようにしてほしい、②自転車やバイクなどの整理をしてほしい、③呼びこみをやめてほしい、④商店で出るゴミは商店の責任で処理してほしい等を申し入れました。

特に騒音についての十三号棟、十四号棟の人々からの要望は深刻なものがあり、その点を強く申し入れました。

商店側からは「活気のある商店街」として売り声はある程度認めてほしい。各商店とも高い家賃で収支トントンの状態であるが親しまれる商店としてやっていきたいという考えが示されました。

具体的な回答①売り声は節度をもってやるよう指導する。悪名高いS商店の従業員は他の店に配置替えをした、②ノボリ等販売促進のためのカザリ類はなるべく音のしないものにする、③ファサード下の商品陳列はなるべく下げるようにする、④広場の清掃は閉店後各店で実施するよう呼びかける、⑤自転車置き場の指導を各店でよびかける、等となっています。

またスーパーよしやについてはダクト冷凍機の熱風、騒音、商品の早朝搬入についての解決を申しいれました。

「よしや」の回答は①早朝搬入の車両はバックブザーを切る、②出店関係の車両の不法駐車はしないように徹底させる、③ダクトの熱風、冷凍機の騒音および震動音は公団と協議する、となっています。

二月「よしや」より回答あり

その後二月に「よしや」より③に関する具体的な回答として、(1)騒音対策工事は二月中旬より実施する。(2)震動に関する対策を二月下旬までに計画し三月～四月に実施する。(3)熱風に関する対策は現時点では効果がはかれないので暖かくなった時点で行う、ことが示されています。

しかし震動音については健康上にも問題になってきており、そのため転居を予定している人もあります。自治会としてもさらに改善方を要求していきます。

商店については、私たちがゆりの木北に生活する以上必要な施設であり、不買運動など「不幸な関係」にならないようその解決のためにひき続き話し合いをしていきたいと考えます。

会員の皆さんのご意見をお寄せ下さい。

商店騒音
私も〝被害者〟

生活のなかに迷惑をもちこむ騒音。許せるものと許せないものがあるようだ。感覚公害といわれるゆえんで、健康面におよぼす影響は、その「許される騒音」か「許せぬもの」かによって大分ちがってくる。

被害者がとくに訴える症状は胃腸の不調、心悸亢進、血圧上昇などだが、いずれも連続する不快感、ストレスによるものだと専門家は言っている。アノイアンスという心理状態があるがこれは騒音でいうと防音工事をしたり引越したりといった自衛行動に出る状態である。

私は十三号棟の三階に住んでいる。一階がスーパーである。冷凍装置をはじめとした数多くの騒音を当然ながらスーパーは二十四時間中発している。私がここに住みはじめて、まもなく一年が過ぎようとしている。仕事の能率をはじめ私は多くの生活の迷惑を受けつづけてきた。アノイアンスという状態にすでに私はおかれているようだ。もし私が、ここに住まなくなっても誰かが同じ迷惑と被害をこうむる。

物を売るという仕事は、消費者の便宜をもはかっている。しかし、そのためには誰かが犠牲になっているとすれば、それこそ「許せぬもの」に属している。いわゆる商店街の騒音問題は、そのような意味において深く大きいのである。しかしやはり、何よりも放置しがたいのは健康への悪影響だ。

騒音ストレスに対抗しようとして過度に分泌せざるを得ない副腎皮質ホルモンの増加は、妊婦においては奇形発生や胎児の発育障害などが起こるほどである。人の幸福の根幹である健康をそこなおうとするものは、そこに他意がないとしても明らかに犯罪者である。

太佐　順

三、ゆりの木通りにバスが！

都営地下鉄十二号線（光が丘～新宿～）早期着工は、都の財政難を理由に、大幅に建設が遅れることとなった。住建三者（住宅・都市公団、東京都、住宅供給公社）は、公園南に建設される新住民の交通手段として急拠、仮称光が丘赤塚団地（現ゆりの木北）とむつみ台団地との間に暫定バス路線を敷き、営団赤塚駅へのバス輸送を計画。昭和五十四年一月、幅十四M・長さ五〇〇Mの道路が都市計画決定された。公団用地ということもあり、団地住民を無視した強行なやりかただった。

むつみ台自治会は、交通事故・騒音・子供等の遊び場など周辺環境を守るため東京都知事に陳情し、さらに、団地内にあるサークル、団体に呼びかけ、全世帯に及ぶ署名「バス道路反対、オープンスペース確保」を骨子として請願書を練馬区議会に提出、採択させる全住民の運動に広げた。翌五十五年、公団総裁への申し入れ書を提出。つづいて、超党派の関係議員が見守る中、区長交渉が行われた。区長も総論については、賛意せざるを得ず、仲介の労をとることを約束した。

区の担当N課長の労苦もあり、光が丘開発五十五年度工事認可直前の九月、「バス路線を変更する」区長仲介案が提案された。むつみ台自治会はこの提案を基礎に、歩行者優先の道路とすることを決議し、区の助力を得ながら、再度公団交渉に入った。（M）

〝ゆりの木〟物語

ある一日、ゆり北でクマさんに～

サークル活動を始めませんか？

自治会では、サークルづくりのお手伝いをしたいと考えています。サークルをつくりたいと思う人、あるいはどんなサークルがあったら入りたいなと思う人連絡ください。自治会報でとりあげていきたいと思います。サークル活動をはじめていらっしゃる方も、近況などお知らせ下さい。

連絡先　文体部　1の712北村975―七一一〇
11の208加賀谷977―三七五三

区役所、住宅公団より掃除用具の提供、ありがとう

町の美化に努めてほしいと、区からほうき六十本など支給されました。また公団からは、モップ、バケツ等提供されました。自治会で保管しています。お掃除会など計画して、おおいに活用して下さい。

クリスマスのつどい

昨年十二月二十四日、自治会主催のクリスマスのつどいは、子供二五〇名、大人一〇〇名以上参加で楽しい夕べになりました。大勢の皆様のご協力ありがとうございました。今後ともご援助よろしくお願いします。

なお、次に掲載する企業からも協力いただきました。

エスビー食品㈱、十条セントラル㈱、東京相互銀行、第一勧業銀行、富士銀行、よしや、東京電力、西武日産販売㈱。

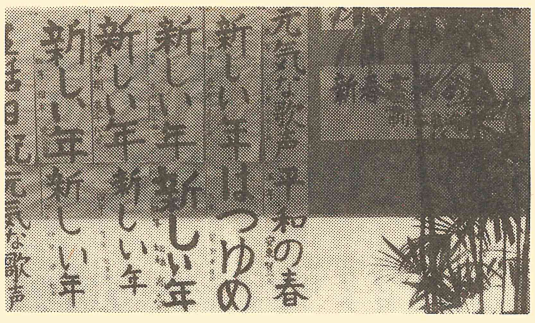

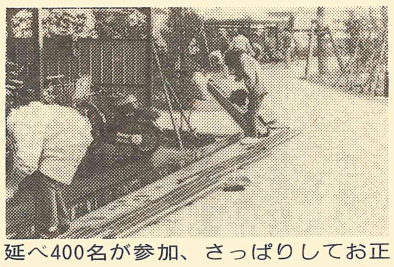

延べ400名が参加、さっぱりしてお正月をむかえました。12／25おそうじ会

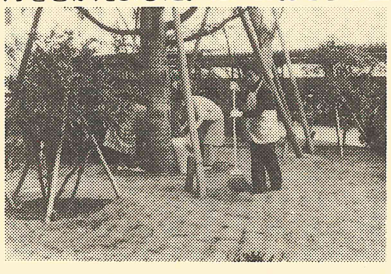

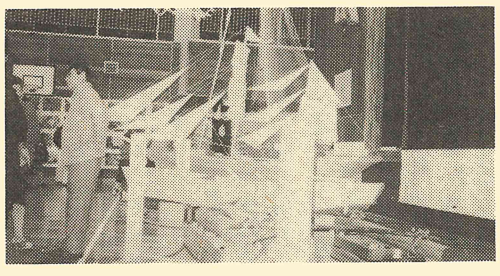

力作ぞろいでした　新町小学校展示会

新春書き初め展を終わって

加賀谷　宏（凌雲）

ゆり北自治会では、初春をかざる、新春書き初め展を一月五日より東京相互銀行光が丘支店にて開催いたしました。

それに先立ち、昨年の暮、二十六日より三日間にわたり、書き初め練習会がありました。小中学生総勢三十二名、三日間の延べ七十余名にのぼる参加者があったことは、初めての試みとしてはますますの成果であったと思う。

書道ブームといわれて久しい。しかし、真から筆をもつ心を教えるのはむずかしい。幼い子供たちが、心をおちつけて、ていねいに、一生懸命書いた「書」は美しい。心ずしも形だけとのった「字」がよいわけではない。一生懸命、心のこもった「書」は誰が観ても心うたれるものと思う。

今回自治会主催の練習会は、三日間という短い期間ではあったが、全員が一生懸命「心」をこめて書いた作品です。今回参加された方たちの、お父さん、お母さん、どうか子供たちをほめてあげて下さい。きっと自信をもってくれるものと思います。その時こそ「字」を書くことの楽しさを味わい、上達する兆しです。

また今回参加出来なかった方たち、次回こそは奮って参加して下さい。もっともっと楽しい展覧会に育てていきたいものです。

最後に作品発表の場をあたえて下さいました東京相互銀行にはこの稿をかりて厚く御礼申し上げる次第です。

書き初め展入選者

ゆり北賞　3号棟6年越智直子
文・体賞　3号棟3年加藤純子
東京相互銀行支店長賞
3号棟中2萩原律子
11号棟4年古山智子
11号棟4年関美千代
5号棟3年小金山郁子
2号棟4年栗原直子
1号棟3年小山聖世
佳作

ゆり北自治会のシンボルマークを募集しています。ふるって応募して下さい。

〈投稿〉
5号棟集会所について

10号棟906　平野

このゆりの木団地に住んで、やがて一年になろうとしていますが、私たち体操サークルは、親睦と健康のために昨年七月より、新町小体育館で週一回体操をやっています。

このサークルの親睦会を開きたいと思って、五号棟集会所を借りに行ってあまりにも使用料が高いのでビックリしました。冬は暖房料を含めると洋室は午後二、〇〇〇円、夜三、〇〇〇円だそうです。これでは号棟の親睦会などは、まず使用料のことから考えなければならず、気軽に開けないのではないかしら。聞いたところによるとほとんど五号棟の集会所は使用されていないそうです。また、管理事務所の受付も土曜日は留守の時が多いようです。

五号棟集会所は分譲に住む人の共有物です。親睦のために、住みよい街づくりのために、気軽に利用できるよう、使用料、受付時間を考慮してほしい。

エレベーターの深夜各階止り変更

夜十一時以降になると、エレベーターが各階止りになり、閉ボタンを押しても三十秒間は閉まらないことについて、公団は、防犯上の配慮だと言っていました。しかし、かえって恐い、深夜なので早く家に帰りたい、という声が、号棟会議でも多く出ていました。

十二月十八日、四、五、十号棟の場合は、改善を管理組合に申し入れ、今年一月九日より昼間と同じプログラムに変更されました。残っている号棟についても改善してもらうよう取りくんでいます。

〈お詫び〉

広報〝ゆり北〟第二号におきまして、松下通信工業株式会社ご提供資料の図版が、不手際により、一部削除のまま掲載されてしまいました。ここに深くお詫び申し上げます。